

平成22年国勢調査の企画に関する検討会（第7回）議事概要

- 1 日 時 平成20年2月15日（金）15時00分～
- 2 場 所 総務省統計局6階特別会議室
- 3 出席者 構 成 員：堀部政男座長、阿藤誠委員、井出満委員、廣松毅委員
オブザーバ：小野島正彰（東京都総務局統計部人口統計課長）、桐生敏夫（横浜市行政運営調整局総務部総務課統計等担当課長）、千原重利（豊中市総務部次長兼情報公開課長）
総 務 省：飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長、千野雅人国勢統計課長、羽瀨達志国勢統計課調査官、高見朗経済基本構造統計課長
- 4 議 事
 - (1) 平成22年国勢調査の調査項目について
 - (2) 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施方法等について
 - (3) その他
- 5 配布資料
 - 資料1-1 平成22年国勢調査の調査項目の変更・廃止の概要（案）
 - 資料1-2 平成22年国勢調査の調査項目の変更・廃止の考え方（案）
 - 資料1-3 平成22年国勢調査の新規調査項目の要望に係る対応方針（案）
 - 資料2-1 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施方法等（案）
 - 資料2-2 平成22年国勢調査第2次試験調査 調査票甲（案）
 - 資料2-3 平成22年国勢調査第2次試験調査 調査票乙（案）
 - 資料2-4 平成22年国勢調査第2次試験調査 世帯名簿（案）
 - 資料2-5 平成22年国勢調査第2次試験調査の世帯アンケート項目の概要（案）
 - 資料2-6 平成22年国勢調査第2次試験調査の調査方法・調査事務の比較（現行方式・第1次試験調査との相違点）
 - 資料2-7 平成22年国勢調査第2次試験調査の調査票提出の周知方法（案）
 - 参 考 平成22年国勢調査の実施までのスケジュール（案）
- 6 議事の概要
 - (1) 平成22年国勢調査の調査項目について、事務局から説明し、了承された。調査項目の変更等については、第2次試験調査において実地に検証を行い、その結果を本検討会に報告することとされた。主な意見等は次のとおり。
 - 「就業時間」の廃止理由について追加説明が必要との意見があり、非正規雇用等の就業形態の多様化の状況を把握するために平成12年国勢調査において従業上の地位「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」の区分に細分するとともに「就業時間」を追加したが、「雇用者」の区分を変更して正規・非正規を直接捉えることにより、「就業時間」を把握する必要性が薄くなること、また、就業構造基本調査の結果を活用すればより詳細なクロス分析を行うことが可能であることから、廃止を考えているとの説明があった。
 - 従業上の地位「雇用者」の区分を正規・非正規に変更した場合、結果数値の

連続性は確保されるかとの質問があり、正規・非正規と常雇・臨時雇とは概念が異なるため、連続性はないが、必要であれば、就業構造基本調査の結果を用いて正規・非正規と常雇・臨時雇の関係を推計することなどにより、ある程度連続性のある数値を類推することは可能であるとの説明があった。

- 「家計の収入の種類」については、当該調査項目だけでは意味のある分析結果を導き出しにくく、廃止もやむを得ない。
- 出生に関する調査項目については、地域別データがないので追加したい項目であるが、前回調査の厳しい調査環境を考えると、平成22年調査で見送ることはやむを得ない。ただし、その後も追加しないということではなく、人口減少社会という時代のニーズから、引き続き念頭に置いておく必要がある。
- 国勢調査結果から同居児法を用いて出生児数を推計するためには、同居児に関する集計を充実すべきではないかとの意見があり、多面的な分析が可能となるよう、新たな結果表を作成するなど集計の充実を図りたいとの説明があった。
- 「5年前の住居の所在地」について、5歳未満の子の状況も確実に記入させるのであれば、文字をゴシックにするなど視覚的に目立たせる必要がある。
- フリーターやニートの実態把握は重要であるが、就業構造基本調査などの統計情報から分析できるとのことであるので、その活用を図りたい。
- 「勤め先などの名称」、「事業の内容」及び「本人の仕事の内容」については、記述方式から選択方式への変更を要望していたが、第1次試験調査結果をみると、それが困難であることが理解できる。

(2) 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施方法等について、事務局から説明し、了承された。実地検証の結果については、本検討会に報告することとされた。主な意見等は次のとおり。

- 現在、我が国では、高齢者が人口の2割を占めるに至っているため、高齢者にも見やすい調査票や調査書類となるよう工夫する必要があるとの意見があり、「調査票の記入のしかた」については、文字の拡大やページ数の削減などにより見やすくすることを検討したいとの説明があった。
- 調査票の郵送提出先がすべて国となることに伴い、地方公共団体における事務の流れも大きく変わるため、地方公共団体の事務負担をよく考慮しつつ、調査票審査などの調査事務を検討してほしい。
- フォローアップ回収対象世帯の調査員への伝達や世帯名簿の清書を指導員が行うこととしているが、指導員の役割については、第2次試験調査における検証から問題点を検出し、引き続き検討を行うことが必要である。
- 「国勢調査には回答する義務があること」など、国勢調査に関する世帯の認識の状況について、世帯アンケートで把握するとよいのではないか。
- オンライン調査の調査票について、調査項目をクリックするとその記入のしかたが表示されるかとの質問があり、技術的には可能であるが、応答時間が長くなることなどから、第2次試験調査では表示しない方向との説明があった。
- オンライン調査における未記入項目の取扱いについて質問があり、第2次試験調査では、全調査項目の入力を必須とする方式と、一部の調査項目の入力のみを必須として他は警告のみとする方式とを検証したいとの説明があった。
- オンライン調査は、多様な動作環境のパソコンで利用できるようにしてほしいとの意見があり、第2次試験調査では現行の政府統計共同利用システムを利用するための制約があるが、今後、HTML版電子調査票など平成22年国勢調査に向けた機能の拡充を行う計画であるとの説明があった。

- 調査員は世帯にオンライン調査の説明を行うのかとの質問があり、第2次試験調査では、調査員は世帯に操作ガイドを配布するが技術的な説明は行わず、世帯からの質問は国が設置するヘルプデスクが受け付けるとの説明があった。

(3) 次回は平成20年5月26日(月)に開催されることとされた。